

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第46号

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成22年佐賀県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(財務諸表)</p> <p>第9条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）第2章に定めるキャッシュ・フロー計算書及び<u>行政サービス実施コスト計算書</u>とする。</p> | <p>(財務諸表)</p> <p>第9条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）第2章に定める<u>純資産変動計算書</u>、<u>キャッシュ・フロー計算書</u>及び<u>行政コスト計算書</u>とする。</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。